

商品券取扱事業者の募集について

原油高騰における光熱水費・物価高騰に直面する生活者に対する経済的負担軽減、地域内消費の喚起、地域経済の回復と活性化を目的として、地域振興商品券事業を実施します。

商品券の取扱ができる事業者を募集しますので、希望される事業者は田野町役場地域振興課へお申し込みください。

対象事業者

※令和7年度の同事業において指定店登録をされていない事業者

○田野町内に事業所、店舗等を有し、本事業に賛同する事業者

※本店や本部が町外にあるチェーン店の小売店につきましては、商品券の取扱に制限がかかりますことを、ご了承願います。

○中芸地区内に事業所、店舗等を有する事業者で、その代表者が田野町住民基本台帳に登録されているもの

【指定店登録から商品券換金まで】

- ①指定店登録申請書に記入のうえ、町に提出して下さい。（郵送及びFAX可）
※随時受付とし、登録が確定したら町ホームページ等にて周知します。
- ②審査後、町から指定店登録証及び商品券の取扱ができる指定店ポスターを送付します。
- ③指定店ポスターは速やかに店頭に掲示して下さい。
- ④商品券の換金手続きは、換金請求書及び商品券を町に提出して下さい。
換金の請求は月3回までとします。（毎月10日、20日、30日※休日の場合は前平日）

商品券

※この商品券を使用した場合、おつりは出ません。

○商品券2万円分（500円券×40枚）

【内訳】（「全店舗共通券6枚」+「小規模店舗専用券4枚」）×4セット

- ・全店舗共通券は登録された全ての指定店で使用できます
- ・小規模店舗専用券は本店及び本部が町外にあるチェーン店の小売店では使用できません

○取扱ができないもの

- ①不動産、金融商品、たばこ、医療費
- ②商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に抵触するもの
- ④国税、地方税、使用料などの公租公課
- ⑤その他、町が適当でないと認めたもの

○使用期間：令和8年5月1日（金）から12月31日（木）まで

○換金期限：令和9年1月20日（水）まで（以降の換金はできません）

お問い合わせ

その他にご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

〒781-6410 田野町1828-5 地域振興課 (TEL: 0887-37-9316・FAX: 0887-38-2044)



田 野 町